

平成25年度第4回宮城県生涯学習審議会

日 時：平成26年1月31日（金）

午前10時から正午まで

場 所：宮城県庁行政庁舎16階教育庁会議室

平成25年度第4回宮城県生涯学習審議会 議事録

1 日 時 平成26年1月31日（金）午前10時から正午まで

2 場 所 宮城県庁行政庁舎16階 教育庁会議室

3 出席者

(1) 委員

- ・赤間 裕子 委員
- ・五十嵐りか 委員
- ・伊藤 誠 委員
- ・猪股 洋文 委員
- ・兼平 敏子 委員
- ・佐藤 直由 委員
- ・中地 文 委員

(2) 事務局

- ・三浦 正之 生涯学習課長
- ・佐藤 新一 社会教育専門監
- ・高橋 正隆 副参事兼課長補佐（総括担当）
- ・金野さよ子 課長補佐（生涯学習振興班長）
- ・内馬場みち子 主幹（生涯学習振興班）
- ・大沼 浩二 主幹（生涯学習振興班）
- ・遠藤 靖道 主査（生涯学習振興班）

4 会議次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 協議

イ 第三次みやぎ子ども読書活動推進計画中間案（素案）について

ロ 今後のスケジュールについて

(5) その他

(6) 閉会

○司会

皆様、おはようございます。お足元の悪い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

これから平成 25 年度第 4 回宮城県生涯学習審議会を開会したいと思います。よろしくお願いいたします。

はじめに、佐藤直由会長さんからごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

おはようございます。今回は 11 月 20 日でしたので、2 カ月過ぎてしまいました。その 2 カ月の間に年を越して、また年を取るなど思っていたところ、もう 1 カ月も経とうとしています。

今回は、第三次みやぎ子ども読書活動推進計画の骨子案を議論していただきました。たくさん意見をいただきまして、ありがとうございます。それを基に事務局で中間案の素案を作成していただき、事前に送っていただいたんですけども、きょう提示されているものはそれよりブラッシュアップしたものになっています。きょうは配付された資料を見ながら、いろいろご意見をお願いしたいと思っておりました。

いま、ミュシャ展の話も出ましたが、小保方さんの話はすごいなと思いました。きのう、学校で試験があって、学生たちにも「日本にも 30 歳のこんな女性が出現している。ぜひ、みんなも頑張ってくれ」という話をしたんです。なかなかのことだと思います。ちょっと観点が違くと、まったく違うことをやれると。あれは本当にすごいなと思いました。女性だけではなくて男性も頑張って、ノーベル賞を取れるように日本を活性化していければいいかなと思っています。

きょうは、後のほうの予定がある委員もいらっしゃいます。できるだけ 2 時間以内で終わらせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会

どうもありがとうございました。

本日は都合により、櫻中辰則委員、佐藤幸也委員、鈴木悟委員が欠席されておりますが、委員の半数以上である 7 名のご出席の予定になっております。そのことから、生涯学習審議会条令第 6 条第 2 項の開催要件である、「委員の半数以上の出席」を満たしていることをご報告させていただきます。

次に、本日の資料について確認させていただきます。

まず「次第」、1 枚物がございます。次に、資料 1 「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画中間案（素案）について」。資料 2、「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画中間案（素案）」。資料 3、「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画構成（案）」。資料 4 は、今後のスケ

ジュールという形になっております。

過不足等はありませんか。ありがとうございます。

それでは、情報公開条令第19条で、県の附属機関の会議につきましては原則公開としております。本審議会につきましては、公開することにより公正かつ円滑な運営に支障をきたす事実も認められませんので、公開により審議を進めさせていただきます。

なお、発言の際には、挙手の上、議長の指名後にご発言をくださいますようお願いいたします。

それでは、引き続き会議を進行してまいります。生涯学習審議会条令第6条第1項に、「会長が会議の議長となること」とされておりますので、この後の進行につきましては佐藤直由会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

では、さっそく次第に沿って会議に入りたいと思います。

協議事項の(1)番目がきょうのメインになります。きょうは、「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画中間案」の素案が出ています。この前の骨子案の審議に基づいてさらに事務局等で意見を募り、改めて中間案の素案という形で作成していただきました。まず最初に、資料1に基づきまして、素案全体のことについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは資料1に基づきまして、「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画中間案（素案）について」をご説明したいと思います。

前回の審議会では、骨子案ということで今回の計画の目標、それから二次計画までは「基本の方策」ということで定めていたものを、3つの「重点施策」ということで整理していきたいということ。さらに、「数値目標」の指標ということで4つほど掲げておりましたが、これらについても追加等を行っていきたいということ。それと、「構成」についてお諮りしたところです。

その後も骨子案について、委員の皆様からの追加意見や、庁内ワーキングメンバー、意見交換会の構成員からも意見等をいただきました。それらを踏まえて、中間案の素案ということで、今回、まとめております。

1は「第二次計画からの変更点」をまとめております。

まず(1)の「計画の目標」です。前回、ご説明申し上げましたとおり、「自主的な読書活動を通じて育まれる『みやぎのこどもの姿』を目標として掲げる」ということで、計画の目標そのものをすっきりと修正しております。これについては「事務局で示した計画の目標でよろしいのではないのでしょうか」ということで、特段、追加でご意見等はいただいておりません。

(2)の「基本方策」。こちらにつきましては、二次計画の取組の検証、国の基本計画、

東日本大震災による影響を踏まえ、3つの重点施策として整理するような形で進めさせていただくことになります。

五十嵐委員から、重点施策の読書の環境のところに、「大人も子どもと一緒に読書を楽しめるようにということを反映させてほしい」というようなご意見をいただいております。そのことについては、具体的な方策のところで反映させていただいております。後ほどまたご意見をいただければと思います。

さらに(3)の「数値目標」では、既存の指標を修正したほか、「三次計画の取組状況を把握するための指標」を追加しています。これまでは目標値を設定する指標だけでしたが、目標値を設定するものと、数値目標を定めなくて、三次計画の中で取り組んでいく内容の把握をするための指標とに分けて、進めていきたいということで整理しております。

(4)の「構成」です。この部分は大きく変わっております。資料3を見ていただきたいと思います。

前回、「構成(案)」ということでお示しして、「中間案等の整理をしていく中で変更することがあります」とお話ししたところですが、骨子案について皆さんからご意見をいただいた際に、「重点施策ということで3つ掲げるのであれば、その重点施策ごとに推進の担い手が何をやっていくのかという形で整理するのがわかりやすいし、望ましいのではないか」といったご意見を複数いただいております。事務局としましても、3つ掲げた重点施策に対して、それぞれの役割を担った方々が何をやるのかということで整理をしていくほうが望ましいと考えておりましたので、そのような形で整理しております。

このことに基づきまして、第3章の「推進のための具体的方策」では、3つの重点施策ごとに整理しております。これまでは、「家庭における読書活動の推進方策」「地域における読書活動の推進方策」「学校等における具体的方策」「公立図書館等における具体的方策」ということで、推進の担い手ごとに整理していました。真ん中の欄、「第三次推進計画」では、「子どもの読書活動を推進する意義の理解促進」「子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備」「子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進」と、重点施策ごとに「それぞれの担い手の方々がこういう取組をしていきます」「こういう取組が期待されます」という形で整理しております。

では、もう一度、資料1に戻ってください。

本日、中間案の素案ということで、皆様のほうから3つの論点でご意見をいただくこととなります。その後のスケジュールとして2番のところをご覧ください。

今回ご議論いただいた上にさらに追加等でご意見等がございましたら、2月7日の金曜日までにご連絡をいただきたいということで考えております。併せて、庁内ワーキングや意見交換会のメンバーの方々にも中間案の素案について意見を徴します。それを踏まえまして、2月13日の木曜日までに修正後の中間案を再提示させていただきます。そこでいただいたご意見をさらに整理しまして、翌日、14日の金曜日には中間案確定ということで進め、パブリックコメントに諮っていくというようなことで進めていきたいと思っております。

私からは「中間案について」ということで、具体に入る前の説明をさせていただきます。お願いします。

○佐藤会長

ありがとうございました。

前回、骨子案のときにいろいろ議論をして、いただいたご意見も踏まえてきょうの中間案の素案が出ております。いま説明があったように、「計画の目標」「基本方策」「数値目標」があり、その中に、重点施策として理解促進、環境整備、活動促進と。これが前回審議されたところです。それを踏まえて、構成も大きく変えたということになっています。

これから、大きく3つ分けて審議をお願いしたいと思っていました。

1つ目は、素案の第1章の「計画の策定にあたって」というところ。ここでは、特に4ページから5ページにかけて。第二次子ども読書活動推進計画の推進状況を受けての課題、第一次計画で見えてきた課題ということが提起されていますので、最初はここについて。課題が5つ出ていますけれども、この5つに集約して不足がないか、こういった観点もあるのではないかとといったことを最初にお聞きします。

2番目。先ほど、「今回はある程度数値目標を出す」ということで、数値目標と数値目標ではない質的な目標、2つに分けて出されております。素案の12ページ、13ページ辺りに出ているその数値目標の考え方について、事務局の説明を受けながら議論したいと思っています。

あと、もう1つ。第3章で推進項目が出されています。先ほどの重点施策に沿って、理解促進と環境整備と活動促進と、3つに分けて出ています。前回も出ているんですけども、これで十分かどうかといった辺りも審議していただければと思っておりました。

では最初に、第1章「計画の策定にあたって」の背景です。意義のところは、前回だいぶ議論が出ました。2ページから、「第二次計画の取組・課題」はどのような進捗状況がなされたかということ。それから、「主な取組の成果」ということが3ページに出ています。

それらを踏まえて、4ページで「課題」です。1つが、小学生における読書離れが高い水準で推移しているということ。2つ目に、読書活動推進のための土台づくりにもっと取り組まなければならないということ。3つ目に担い手。連携促進を図る必要があるということ。それから4つ目に、その核となる担い手の育成の問題。そして5ページで、東日本大震災に伴う環境変化に対しての早急な対応が必要だということ。この5つの課題が、第二次推進計画の中から出てきたものとして捉えられています。

まず、この辺りから少し議論をしていただければよろしいかなというふうに思っておりました。

○事務局

中間案の素案の全体を、最後まで流したほうがよろしいですか。本当にかいつまんでと

いうことで……。

○佐藤会長

そうですね。

○事務局

それでは、資料2の中間案の素案をお手元にご準備ください。

まず、第1章の「計画の策定にあたって」です。生涯学習審議会の第1回目から、「そもそも読書の意義というのをもっと理解していただくことが必要ではないか」との御意見をいただき、前回の骨子案についての審議のときも、多くの方から同じご意見をいただいております。そこで、初めに「子どもの読書活動を推進する意義」についてまとめております。冒頭は、社会的に認識されている読書の意義、国の基本計画の中でも示されている内容をお示ししました。また、宮城県の場合は、平成23年3月に発生した東日本大震災によって、さらに読書の意義、「本の力」というものがクローズアップされておりますので、中段は、その辺りについても触れております。

さらに後段で、いままで意義の中に盛り込まれていない項目を示しています。「読書をすることは心を豊かにする」といったことは様々な場面で述べられていますが、「実は『学ぶ力』を高めることにもなるんですよ」ということについては、これまでの計画では触れていません。これからの社会を生き抜いていくためには、「学ぶ力」を高めるということもとても大事なことで、「読書活動がそのことに大きな役割を果たすというのであれば、県としてもそのことを検証し、子どもの読書活動をより一層推進していかなければいけませんね」ということを、この意義の中で示しております。

では、2ページをお開きください。

第三次計画に至るまでのこれまでの取組ですが、まず法律ができて、その法律に基づいて第一次計画を策定し、第二次計画を策定しました。今回の第三次計画については、その第二次計画の取組や成果を検証しながら課題を洗い出し、国の基本計画や東日本大震災の影響も踏まえてまとめております。

第二次計画と比較しての大きな変更点となりますが、第一次計画でも数値目標というのを定めていますが、第二次計画の際は、その定めた目標の達成状況はどうだったのについて触れられておりませんでした。今回はそこを明確に、掲げた4つの数値目標の達成状況はどうだったのかというところを、3の(2)のところ整理しております。

結論から申し上げます。3ページの真ん中より少し下になりますが、掲げた数値目標は残念ながら達成することはできておりません。この要因としては、東日本大震災の影響が大きいかと思えます。また、庁内ワーキングや生涯学習審議会で第二次計画の取組状況等について深く検証していただいたところ、計画で「こういうことをやりましょう」と掲げていても、具体の取組に至らなかったものも多々ありました。そういったことも踏まえて、

「計画の点検と評価を適正に行い、改善に向けた対応策等について、積極的に取り組むなどの努力が必要となります」という形でまとめております。

第二次計画では、それぞれの子ども読書の担い手が具体的にどういう取組をしていくのかというのを掲げたことが一つの特徴となっていたんですけども、(3)はそれによってどんな成果が得られたかということ。たとえば、「ボランティア団体等の活動の広がり」とか、○の2つ目の「市町村図書館等と県図書館との連携の充実」が図られたと。あとは、まだ項目しか出しておりませんが、「学校図書館の取組」。こういう成果が得られましたということで、主な取組をまとめていきたいと考えております。

次に、(4)の「課題」です。先ほど佐藤会長からもお話がありましたように、これまでの議論等を踏まえて、5つの課題ということで取りまとめをしております。

上の2つの課題は、不読率と市町村の子ども読書活動の推進計画の策定率ということで、国が大きく課題としてとらえているものと同じものです。

次の3つにつきましては、これまでの議論の中で明らかとなってきた担い手の方の高齢化であったり、核となる担い手の育成とか、東日本大震災を踏まえての対応とか。そういったことも盛り込む必要があるということで、それらを反映した形でまとめております。

5ページの4は「第二次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化」ということです。何と言いましても宮城県の場合は、震災によって子どもの読書活動を支える施設だけではなく、その子ども読書活動を支える担い手の方々にも大きな影響を与えております。それをまずお示した上で、国の基本計画にも取り上げられている情勢の変化である「『国民読書年』の制定」や、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正」「新学習指導要領の全面実施」、「著作権法の改正」、それから国の三次計画の改訂の内容、さらに、二次でも掲げられておりました「新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大」、これらの情勢の変化について、ここでまとめております。

最後の「第三次計画の策定」につきましては、「第二次計画の成果・課題、そして情勢変化、さらに震災による影響を踏まえて第三次みやぎ子ども読書活動推進計画を定め、今後の5年間、積極的に子どもの読書活動を推進していきます。」とまとめております。

第2節の「子どもの読書活動の現状」は第二次計画のものをそのまま踏襲しておりますが、グラフの使い方についてはもう少し工夫したいと考えています。いまの段階では、第二次計画のときのものをそのまま踏襲した形で掲載しております。

11ページをお開きください。ここから第2章ということになります。

「基本方針」につきましては、第3回審議会の、骨子案のところで議論いただきました目標とか重点施策といったところを掲げる章となっております。

まず、「計画の目標」につきましては、「みやぎの子どもが、自主的な読書活動を通じて、夢と高い志を持ち、心豊かでたくましく生き抜く力を身につけることを目指します」と。県の教育基本振興計画等で掲げている「志」とか、生きていくための力、「生き抜く力」ということを強調して、読書活動を通じて育んでいきたいみやぎの子どもの姿ということで

まとめております。

骨子案についてご意見をいただいたときに、文章の中で「ここに点を入れたほうがいいよ」というようなご意見をいただいておりますが、内容について「こういうふうに変えるべきではないか」とかいったご意見はいただいております。

続きまして、2番の「重点施策」です。繰り返しになりますが、3つの重点施策を掲げました。今回の第三次計画で目指すところは、日々の生活の中で、子どもたちが当たり前で読書をしていると。そういう状態に持っていくためには、どんなことをしていったらいいんだろうということです。そのためには、読書活動を推進する意義というのは何なのかというところをさらに深く理解していただく取組が必要だろうということで、まず(1)点目に「意義についての理解促進」を掲げております。

読書活動の意義についての理解が深まることによって、「それだけ子どもの読書が大事なのであれば、もっと読書ができる環境を整えていかなければいけないよね」ということにつながっていきますので、(2)点目としましては、「子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備」ということで掲げております。

これらが推進されることによって、日々の生活の中で子どもたちの読書する姿が当たり前となるような光景、あるいは社会といったものが実現するのではないかとということで、(3)点目としては「習慣化に向けた活動促進」を図りましょうということで掲げております。

第2節は、「取組の状況を把握するための指標」です。後ほど議論していただく項目になりますが、数値目標については、前回、骨子案のときにご提示したのから1つ追加をさせていただきます。それが12ページ1番の(4)、「学校図書館の図書の貸出数を増やします」です。これにつきましては、骨子案について庁内のワーキングメンバーに諮ったところ、「公立図書館等の図書の個人貸出数の把握ももちろん大事だけれども、学校図書館の図書の貸出数というのは把握していなかったよね」と。「これについての経過も見ていく必要ではないのか」ということで、ご意見をいただきました。もっともだなということで、「学校図書館の図書の貸出数を増やします」ということを新たに掲げております。

ここの特徴としましては、数値目標を掲げて取り組んでいくものと、「第三次計画でやっていきましょう」と掲げている13ページの2(1)から(4)までの取組が、どんな状況で進んでいるのかというのを、毎年把握していきたいということで考えております。

まず(1)点目が、「親子で読書に親しむ機会を増やします」ということ。(2)点目は、『朝の読書』など継続的に読書活動に取り組む学校を増やします」と。(3)点目として、「学校図書館図書標準を達成する学校の数を増やします」。そして(4)点目として、前回もお話しておりますが、『子どもの読書の日』や『こども読書習慣』に子ども読書活動に関する事業を実施する市町村を増やします」ということで掲げております。

「計画の期間」につきましては、26年度から30年度までの5年間です。

ここまででよろしいでしょうか。先に、全部通したほうがよろしいでしょうか。

○佐藤会長

第3章「具体的方策」はあとに。目いっぱいになってしまったので……。

いま、1章、2章を通してご説明いただきました。やっぱり言われると思い出してきました。第1章は、「計画の策定にあたって」。第二次計画を踏まえて、いまどういう課題があるのかということと、状況の変化です。全国的な状況の変化と、宮城県における状況変化を整理したということになります。

先ほど言ったのが、4ページにある「課題」です。5点にまとめられていますけれども、前回の議論の中で出てきたことが、この5点の中にすべて入っているかどうか。その辺りは確認しようと思ったところです。特に、5番目の「被災に伴う環境変化」について意見が出ていたように思います。施設の問題だけではなくて、担い手不足の問題等も指摘されておりまして。それが5番目のほうにきちんと整理されているということで、入っているかとは思いますが……。

いまの1章のところ、何か気づいたこととかはお有りでしょうか。

いま気づいたので言ってしまう。4ページの「課題」の1番目の○の5行目です。「……が全国平均を大きく上回る状況が『続いている』ため」ですね。

課題は、読書離れの問題、土台づくり。市町村の推進計画がまだ十分ではないということがありましたので、策定率の問題。それから、担い手の連携を図るためのスタッフ、担い手を育成する問題。そして、震災に関わる問題です。5ページの4のところでも、震災による情勢の変化ということ、施設の問題だけではなくて、担い手にも環境変化が出てきたんだということが出ています。

では、その辺はまたあとで、お気づきの点があったら出していただくことにします。

第2章からは、第三次計画の「基本方針」ということです。前回から大きく変更するのは、重点施策を設けるということです。特に、12ページ、13ページで出している数値目標。前回までよりも1つ増やして、学校図書館の貸出数の数値目標も取り入れるということで、いま説明がありました。

この数値目標の考え方について、事務局のほうで何か……。

○事務局

いま皆様のお手元にあるものには、まだ「5年後にどうしましょう」というところの具体的な数字を入れていません。この数値目標の設定の仕方について、ご意見をいただきたいと考えております。

先ほどご説明しましたように、第二次計画では4つの数値目標を掲げましたが、結果としては4ついずれも達成できていないという状況になっております。そういった中で、一つは、また新たに違う目標値を設けるということではなく、達成できていないので、第二次計画の数値目標をそのまま使うという考えがあります。「まだ達成されていないんだから、

前回の目標値をそのまま踏襲しましょう」となるのか、そうではなく、「現時点、25年の数値はこうなっていますよ」というのがあり、そこから「さらにこう伸ばしていきましょう」ということで定めていくべきなのか。いろいろな考え方がありますが、どう進めていくべきなのかということです。

(1)の不読率に関しては、国では「10年後にいまの状態から半分以下にしましょう」ということで示しております。それに習って、「県も10年後には半分にしましょう」と。県の25年度の不読率については、小学生が11.3%、中学生が17.4%、高校生は47.2%になっている。これを10年後に半分ですので、5年後はその半分になる前の半分というように定めていくという考え方があります。

○佐藤会長

いまの不読率だけの話ですね。

○事務局

はい、そうです。

○猪股委員

そうすると何%なんですか。

○事務局

そうなりますと、小学生の場合で言うと10年後には5～6%というところをしたいと。それが10年後の目標値ということになるので、9%くらいとか……。

○佐藤会長

半分の半分だから、4分の1。

○猪股委員

そこはまだ数字化してはいないのね。

○佐藤会長

一つは、第二次計画の目標をそのまま数値目標として持ってこようかと。それとは別に、今年度の数値を見て、「5年後にはこれくらいに努力しましょう」という目標を立てるかということ。不読率に関しては、国のほうで「10年で半分以下を目指そう」と言っている。これは5年計画なので、それに合わせると「4分の1は減らしましょう」という考え方で

基準はどうですか。25年度のデータを見て「こうしましょう」と言うほうが、妥当かと

は思うんです。10年前の目標値が達成されていないから、「それをやろう」と言うと第二次計画の5年分のことまでやらなくてはいけないみたいな話になる。第二次計画のある程度の成果があるし、その中で新たな課題も出てきているので、数値目標としては25年度を基準にして、「よし、これくらいならこれくらいまで減らすことを目指しましょう」とか「高めることを目指しましょう」と。そのほうがいいのかと思ったんですけど、いかがですか。25年度を基準にして……。

○猪股委員

25年度の目標値は何%だったでしょうか。

○事務局

資料の2ページのほうをご覧くださいと思います。資料2、素案の2ページの(2)、「数値目標の達成状況」というところです。これが、21年度から25年度までの「本を全く読まない児童の割合を減らします」という状況がどう推移してきたかということです。

たとえば、小学生。20年度は4.5%だったものを、25年度は4%以下にしましょうということで目標を定めていたんですが、結果として25年度は11.3%になっている。中学生につきましても、16.1%だったものを15%以下にしましょうということだったんですが、結果として25年度は17.4%。高校生は28.1%を21%以下にしましょうということだったんですが、これも47.2%ということです。かなり厳しい数字になっています。

○猪股委員

そうすると、5年間でかなり不読率が高まったということですね。目標値に近づくどころか……。

○中地委員

これは震災の影響もあるんですよね、きっと。

○事務局

事務局としての考えです。あくまでご参考という視点で、お聞きいただければと思います。

いま金野のほうからもご説明申し上げましたように、第二次計画での目標値は、平成21年度に設定されたものということです。その間に、当然、震災がございまして、読書環境は物理的な面でもかなり変化があったと。ただ一方で、民間ベースでの移動図書館といったことで、読書環境にある程度プラスになる方向での動きがあるというのも事実です。

そういったものを諸々、込み込みにして、結果としていまの数値になっているというところからしますと、第二次計画の古い数値をそのまま引っ張っていった延長するよりも、

現時点で、結果としてこういった状況にあるところからどこまで持っていくのかという目標設定のほうが、むしろ適当なのかなと思っております。不読率につきましては、できればいま現在の数値を基に、先ほどの国の考え方を踏襲して設定したほうが、より現実的な設定の仕方になるのかなと思っております。

○佐藤会長

ありがとうございます。どうぞ、五十嵐さん。

○五十嵐委員

今回、この素案を作っていただく過程で、ワーキンググループの意見も聞いてくださったということですが、現場の意見を取り入れて案を作るといのはとても大事なことで、非常に良かったのではないかなと思いました。「学校図書の貸出数も数値化したらどうですか」というご提案も、もつともだなと思って伺っておりました。

こういった数値目標を設定する上で一番大事なのは、現場の方がこの数字を見てどう感じるのかということだと思います。自分たちの意見を反映して、いろいろな現実を鑑みて策定された数値なのだということであれば、現場の方もやる気が出ると思うんです。現在や過去にあった数字を基に、われわれが「このくらいではないか」というような決め方もあると思うんですけれども、庁内・庁外の現場の方、実際にこういった活動に携わっている方々として、数値の設定の仕方についてどう考えていらっしゃるのか、その辺をもし把握していらっしゃるようでしたら、教えていただけたらなと思いました。

○事務局

たとえば不読率も、ある月の1カ月間の状況というのを把握することになります。国では、5月の1カ月間で数値を拾っています。宮城県もずっと5月で把握していたのですが、震災の影響もあって9月に実施しております。

そのデータを取る月によっても変わってきますし、学校の選び方によっても変わってくるということで、この数字自体、どこまで意味があるのかなというご意見は確かにいただいております。「非常に難しいね」といったご意見などもありました。

○猪股委員

この不読率の調査というのは、ある一定の月、5月なら5月と定めて、どこかの学校を対象に調査するということなんですね。そうすると、対象校は毎年替わる。定点観測ではないわけだね。

学校が替わってしまったら、全然違ってきますねえ。

○事務局

そういう手法をいままでとっていたわけです。

○猪股委員

この不読率の数値というのは、ちょっと意味をなさないですよ。学校によって全然違いますものね。

○佐藤会長

だから、パネル調査みたいにして、猪股小学校の調査を10年間やってみるとかいうのだと、もうちょっと意味があるということかな。

○猪股委員

そうですねえ。

○事務局

本当であれば、全数調査をする。それでやれば、毎年、毎年の変化にある程度の信憑性が出てくるんでしょうけれども、猪股委員がおっしゃるとおり、毎年、毎年、対象となる学校が違います。極端な話、図書環境にもよりますし、読書活動に関する熱心な先生がいるかないかといった点でも、かなり変わってくるかと思うんです。

つまり、一つの傾向をつかむ。目標値というのは、「県内全体としてあっちに進め」という努力目標です。ですから、これまであまりシビアな考え方では取っていないと思うんですよ。

○猪股委員

シビアな考えとしていないものをベースに「不読率を下げましょう」というのは、ちょっと腑に落ちませんよね。

○佐藤会長

不読率は問題として、2、3、4、5はある程度データとして捉えられるので考えやすいですよ。

○事務局

学校を固定しないというのは、全数調査ができないので県内全域のバランスを見る、ある程度の傾向を把握するために学校を替えているんだろうと。読書活動に熱心な学校だけをやれば、そうでない学校のところは把握できませんし、その逆をやればまた逆の現象が出てくると。それを防ぐためにある程度満遍なく、ローテーションなり何なりをしているのかなという気はするんです。

○佐藤会長

調べられていると、そこだけ一生懸命やってしまうかもしれない。そういう意味で、都市部であったり、学校を替えるとか、地域も替えて……。

だから、ここは先ほどあった政府の指標のように、10年後に半分とか。ある程度の見込みでしかやれないわけですね。

○猪股委員

ある意味、ここは機械的にやっていいのではないのでしょうか。政府が「10年後に半分」と言うのであれば、その4分の1ということで設定してよろしいのではないのでしょうか。

○佐藤会長

年0.5と考えて、5年だから2.5%。それくらいで、ちょうど政府のものとも合うんです。この目標値は、だいたいそれくらいで設定してもいいのかなと思います。

○伊藤委員

いろいろな市町村の取組があります。計画を策定して一生懸命に活動の土台づくりを推進しているところと、していないところがある。そういう差もあるわけです。その中で貸出数の調査を示した場合に、策定率との連動とも合わないのではないかと。策定していないのに貸出数などを増やす。策定していないのに数値目標値を示しても、乗ってこないのではないかと。どうしてもこの辺を統一するのは難しいと思いますので、やっぱり割り切っていくしかないというふうに感じています。

○佐藤会長

だから(2)番の策定率は、目標としたらやはり100じゃないですか。

○伊藤委員

そうなんですよ。

○佐藤会長

目標はやっぱり100。

○事務局

国の基本計画では、市部は100%、町村部は70%です。

宮城県の状況ですが、前回の審議会におきまして、「市部は栗原市が残っているけれども、今年度末には策定予定です」と、「市部に関しては100%になる見込みがある」ということ

でお伝えしていたところなのですが、再度確認しましたら、「今年度中の策定は厳しい」ということでした。今年度末においても、市部に関しては1市残るという形になります。

町村部につきましては、まだ70%には至っておりません。ここについては、国と同じように70%を目指して推進していくということになるかなと思います。

○佐藤会長

5年で10%増。宮城県で60から70へ、10%上がるというのは何町くらいなんですか。

○事務局

全部で35市町ですので……。

○佐藤会長

じゃあ、3町、4町くらいですか。

いま、18町くらい。

○事務局

19市町村です。

○猪股委員

35ですから、10%で3.5。20%だと7市町村ですか。

○佐藤会長

計画中の町村はあったでしょうか。だいぶ前にデータが出ていましたよね。

○猪股委員

作れるところの見込みというのは、たぶん持っていると思うんです。そこから逆算して割り出していけば、だいたい何%というふうになると思うんですよね。

○伊藤委員

まだ15市町が策定されていない状況ですよ。だから、まだ6割までいかない。57.1%が策定済み。

○猪股委員

うちの町もそうなんですけど、いろいろやっているんですよ。実践しているんですが、結局、人力的な面とかで、なかなかこういうものを作る余裕がないと。ですから、その辺りのフォローをきちんと県でやっていただけると、結構、町も作るんだろうと思います。

そのフォローさえしていただければ、私はここはかなり上げることは可能かと思います。

○佐藤会長

そうですね。実際に読書活動はしているわけなので、それを推進計画として取りまとめるというところですよ。

○事務局

いま猪股委員のほうからもお話があったことについては、後ほどの説明にも出てきます。19 ページ、具体的な推進方策の中の「子ども読書活動推進計画の策定促進」になります。

現在、「35 市町村中 19 市町 1 村において策定」ということで、「県では、引き続き未策定の市町村に対して策定までのノウハウ等について助言を行っていきます」という内容で盛り込ませていただいております。

○佐藤会長

そうですね。これは見込みで 75% ぐらいですかね。

○兼平委員

10% 上げるというのは大変なこと……。

○佐藤会長

3、4 町です。だから、そんな大変ではないような気がします。

あまり高くすると達成されない。だから、10% くらいで 70% にしておく。県として一生懸命フォローして、それより上回れば一番いいわけですから。

では、そんな考え方。この策定率の辺りは 70% くらいで。

あとは、(3) 番の学校図書館の貸出数。

○事務局

個人の貸出総数については、第二次計画のときには伸び率 1.1 ということで考えて設定していたんです。児童書については 1.07 という伸び率を設定して掲げていたんですが、その方法を第三次に踏襲していく形……。

○佐藤会長

その数値の根拠は何かあるんですよ。わからない。

だいたい 1 人 1 冊くらいずつ貸出が増えれば……。まあ、全員が借りるわけではないけど……。

たとえば、児童の貸出を 1.0 とすると、これに×児童総数になるのかな。その×5 倍。

○事務局

24年度の8195万冊×1.1という形。

○佐藤会長

全体に掛ける割合ですね。

(5)番で1人当たりの冊数をやっていますよね。正確に言うと、たとえば小学生が8.3から11.0となると……。

○事務局

すみません、これはまだ入れられない数値です。これは第二次計画の数値がそのまま入ってしまっています。

○佐藤会長

逆にこっちで。1人当たりの冊数を1冊増やすとなれば、×児童数。たとえば、×5年分で上積みをしたものが(4)番の学校図書貸出数。ただ、学校だけではなくて公立図書館もあるので、そこを6:4とか7:3で案分するとか。そういうのは複雑かな。(笑)

○猪股委員

この調査も、先ほどの不読率と同時にやっているんですか。

○事務局

図書貸出数ですか。

○猪股委員

平均読書冊数は、どうやって導き出した数値なのか。

○事務局

平均読書冊数も同じです。対象が一緒です。

○佐藤会長

総数の何倍……。何となく、目標値としては大ざっぱだね。

○猪股委員

どうなんですかね。先ほど言ったように、私、これはそんなに意味を持たないと思うんですよ。それで、ちょっと発想を変えて……。

8020ってあるでしょ。

○兼平委員

80歳で歯が20本。

○猪股委員

何か、そういう……。

たとえば、「小学生も、中学生も、高校生も、1年に10冊読みましょう」とか。そういう大きくくりのほうがいい。数字を挙げて、たぶん皆さん忘れてしまうと思うんですよね。実際に関わっている方だって、小学生が何%かなんていちいち考えて仕事をやってはしない。「宮城県の子どもたちは年間これくらい読みましょう」と、何かに語呂合わせをして出すとか。そういうふうな発想ではどうでしょうか。

この数値そのものは、あんまり意味を持たない。

○佐藤会長

本当にそうですよね。むしろキャッチフレーズ的に、「みやぎの子ども」はと……。 「み」は数字にすると3、「や」は8。語呂合わせは無理かもしれないけど、「小学生は何冊を目指しましょう」とかいうキャッチフレーズを作って、それを平均読書冊数の目標にするとか。

○猪股委員

小中高の垣根を払ってしまっ、子どもたちは1年間に10冊とか。その数値は別にして、大きなくくりで……。

○佐藤会長

6年、3年、3年だから……。小学生は10冊、中高生は5冊ずつ。だめか、大きくなるのに少なくなるのはおかしいか。(笑)

でも、読書の質の問題もあるからね。絵本だと何冊も読めるだろうけど、高校生が哲学の本を読むとそんなに何冊も読めない。それを考えると、10、5、5ぐらいでもいいのかな。

○猪股委員

七五三とかですか。それでは小学生が少なすぎますね。(笑)

○五十嵐委員

公立図書館で年間どれくらいの貸出総数があるかといった調査をもし続けていらっしや

るのであれば、図書館の活用率がどのくらいあるのかという指標にもなると私なんかは考えてしまうんです。たとえば8020といった、大きな、簡単なくくりでみんなで共有して、「もっと読書活動を推進しよう」というのは素晴らしいことだと思いますし、方策として活用できるのではないかなと思うんです。

けれども、たとえば8020のような方策を使って県民に訴えて、どのくらい功を奏したかというような調査をするとなると、その評価をどこでするのかということも出てきてしまうという気がします。これはこれで続けていかれたらどうかと思うんですけれども…。

ただ、「個人貸出総数」という言葉は、個人が何冊借りたかというのを増やすのか、それとも全体で、この図書館ならこの図書館で何冊貸し出したかという総数なのかが文言的にわかりにくい表現になっていると思うんですけど……。

○佐藤会長

(3)番ですよ。 「個人」とわざわざ打っているのは、学校にまとめて貸し出すとかいうのは入っていないと。そういう意味で、「個人」なんですか。

○事務局

はい。

○佐藤会長

そうですね。図書館全体での貸出というものを含めると、もっとデータとしては大きくなってくるかな。

○猪股委員

これは2つに分けて考える必要があると思うんです。(1)も(5)も、評価のしようがないんですよ。データそのものが1つのグループを追跡調査するものではないので、その達成度の評価のしようがない目標だと思います。達成度の評価のしようがないものは、さっき言ったように大きなキャッチフレーズにする。

(3)と(4)は、はっきりとした指標で出てくる。全体でキャンペーン的なものを行った結果、こういったものが伸びてくると。きちんと評価できる指標。

しっかりと数字として評価できるものと、できないものと分けて考えていかないといけない。同列に考えることはできないのではないかなという気がします。

○佐藤会長

確かにそれはありますね。データとして根拠がきちんとあるもの、たとえば先ほど五十嵐委員が言った公立図書館の貸出総数。いまは図書館全体として10万冊なので、そこから

増やすということを考えて「12万冊にしましょう」とか言うことは可能ですよね。

ところが、不読率とかになってくると、なかなかそれは難しい。キャッチフレーズ的に、推進するための標語にしておく。ある程度大きな目標でくくってやってはどうかというところですかね。

○伊藤委員

この数値目標、指標を設定するという根拠には、国から県別の報告を求められるということもあるのではないかと考えているんです。そういうこと取っておかなければならないデータだとしたら、重要な位置にあるのかなと思うんです。

県のほうとしては、国からのそういう縛りはないんですか。独自でよろしいんですか。

○事務局

そうですね。「このくらい策定していますよ」という国からの調査がありますけれども、これは問題ないです。不読率については、国は全体で考えています。ただ、国の数字の取り方と県の数字の取り方は違いますので、「宮城県はどうですか」ということは求められはしないです。

○伊藤委員

縛りはないわけですね。では、独自の数字でもいいということですね。

○佐藤会長

そうです。ただ、5年間の計画目標があるので、何かの数値では捉えたいというところがあります。

○伊藤委員

そうですね、成果の把握ができないですものね。

○佐藤会長

もうちょっと検討していただいて……。

○事務局

いまいただいた意見は、2つの考え方があるかと思います。

1つは、いまお話しいただきましたように、数字をある程度追える、客観的に積み重ねていけるものについては数値目標という形でやって、そうでないものについてはキャッチフレーズ的に、大きくくりでやっていくという手法。もう1つは、これまで数値のつかみ方がうまくできなかったものについては、調査の仕方を変える。もう少し信憑性のある数字

で追いかけていくと。

2つのやり方があるかと思います。その辺をこちらのほうで検討した上で改めてお示しして、またお諮りできればと思います。

○猪股委員

その2つをミックスしてもいいよね。

○佐藤会長

どれかということではない。

○猪股委員

それができれば、一番いいやり方かもしれないですね。

○事務局

猪股委員がおっしゃる8020、あれは本当に覚えやすいフレーズだと思うんですけども、たぶんその8020の標語的な数値目標の下に、個別の、具体的な、客観的な目標がいろいろある。そのシンボルとして、8020というのがあるかと思うんです。もし、8020的なことをこちらでやるにしても、大きな目標があって、そこに小さなもの、客観的なものをぶら下げていくというようなやり方になってくるかなと思っています。

○猪股委員

それでいいんじゃないでしょうかね。

○佐藤会長

はい、ありがとうございます。

だいたい3つの考え方が出てきました。いまおっしゃったとおり、そのどれかということではなくて、ミックスでもいい。根拠のあるものはある程度データで示し、キャッチフレーズとして推進の目標を立ててやってみるというのも手であると。

それらをもう一度検討していただくということで、お願いしたいと思います。

○伊藤委員

ちょっと確認です。

いまの12ページの1「数値目標を設定する指標」の(3)は、「公立図書館等」ということです。「等」の中身は、公民館とか児童館の意味でしたでしょうか。そういう意味ですよ。

○事務局

公民館図書室等の読書施設ということです。

○伊藤委員

はい、ありがとうございます。

○佐藤会長

数値目標を立ててしまうと、今度は5年後に「達成していない！」とかになってしまう。なぜ達成しないのかという問題はありますけど、その数値自体の問題もある。その辺ももう一度ご検討していただいてということで、お願いしたいと思います。

では、次に第3章のほうになります。具体的な方策について。

○事務局

いまの12ページのところで、1点訂正をお願いしたいと思います。申し訳ありません。

「1 数値目標を設定する指標」の(3)「公立図書館等の図書の個人貸出数と増やします。」というところで、「8,195万冊」とあります。この単位は「万」ではなく、「千」ということです。間違っておりました。ご訂正をお願いします。

○佐藤会長

これは個人だものね。

この「個人の貸出総数」っていうのは、どういう意味かな……。

○兼平委員

児童書も「千」ですか。

○猪股委員

これは全部「千」ということですね。

○事務局

全部「千」です。

○猪股委員

819万5000冊ということですね。

○事務局

「万」と入っているところすべて、「千」ということでご訂正をお願いします。

○佐藤会長

全体だからね。

では、第3章の推進のほうに行ってもよろしいでしょうか。「推進のための具体的方策」として、3つの重要施策を挙げていただきました。それぞれについて、具体的な方策が掲げられています。事務局のほうで、大まかなところの説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料の14ページをお開きください。

「推進のための具体的方策」として重点施策ごとにまとめております。重点施策の1となる「子どもの読書活動を推進する意義の促進」に関しましては、この推進計画の冒頭で、子どもの読書活動を推進する意義について詳細に述べさせていただいております。そこで述べていることを、「より多くの人たちの理解を深めていただくため、次のような取組を推進していきます」という内容を、家庭・地域、学校等、公立図書館等、行政のそれぞれの担い手が、「このような取組を推進していきましょう」ということで掲げています。

「家庭・地域の取組」につきましては、地域活動の場におけるPR活動として、親子が集う場で、子どもの読書活動の意義をPRしていただく。「そういった場を活用して進めていきましょう」ということを掲げています。

「学校等の取組」につきましても、幼稚園・保育所等、小学校等とございます。特にご意見として多かったのは、早い段階から子どもに本に触れさせる機会がとても大事だということでした。幼稚園の先生や保育所の保育士さん等が、子どもの読書活動の意義について理解を深めていただくことも大事だろうと。日々の保育活動等の中で、絵本や物語に親しむ活動を積極的に、意識的に取り組んでいただきたいということで掲げております。

学校から出していただいたもので、いくつか項目だけというものもございます。これらの項目について、「具体的にはこうですよ」ということを書き込んでお示しすることになります。

続きまして第2節、16ページをご覧ください。16ページは重点施策の2ということで、「子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備」になります。

「家庭・地域における取組」ということでは、「親子で利用する施設への本の整備促進」。これは前回、メール・文書で送らせていただいたときには、まだ書き込んでいなかった項目です。「地域には親子で利用する施設がたくさんあります」と。「そういったところに、常に子どもたちが手に取ることができる本があることで、子どもが読書をする機会が増えますよね」と。このことについては、本当に多くの皆様から意見をいただきました。「親子で本に触れる機会が地域の至るところにある、そういうどこにでも本があるというような環境を整備していく必要があるよね」というご意見をいただいていたので、それを踏まえて盛り込んでおります。

「学校等における取組」ということで、「幼稚園や保育所等」における取組ですが、現在、私立の保育所等が増えてきていますが、運営されている方が意識的に絵本コーナーを設置して、親子で本に触れる機会をつくってくださっているところがたくさんあります。そういう場を設けていただくことによって、たとえばお迎えのときであったり、行事のときのすきま時間などに、本を手にとって読み聞かせをしたりという場面がどんどん増えていくこととなります。そういった働きかけをしていきたいということです。

さらに、保育所等の場合は子育て支援センターの機能を兼ね備えていますので、その保育所に通う子だけではなくて、その地域の子どもたちに解放されている場合もあります。そういったところに絵本コーナー等の整備が進められるということはとても大事なことで、今回、ここに加えさせていただいております。

「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校」における取組につきましては、二次の中で盛り込まれていた内容が、基本的に踏襲されている形になっております。

特徴的なものとしましては、○の3つ目です。「学校図書館に『人がいること』の推進」ということです。宮城県の場合ですと、高校は司書教諭の方が配置されている割合が高いのですが、小・中は人がいない。そのために、常に学校の図書館を開けていることができないということもあるんです。子どもたちが本を借りたいと図書館に行っても、図書館の鍵が閉まっていて使えない。また、今回の震災でたくさんの方が寄贈されているんですけども、その本を整理する人がいないと。せっかくある物が使えていないという状況なんです。確かに司書さんがいることは理想的ですけども、ボランティアさんでも、「人がいる」ということがまず大事です。その「『人がいる』」ということの推進をしていきましょう」ということで、掲げております。

環境の整備は、読書活動推進の役割として大きいものですから、たくさんの方の項目を掲げていますが、まだ抜けていることがあると思いますし、もっと入れ込んでいったほうがいいというものもあるかと思っておりますので、後ほどご意見等をいただければと思います。

続きまして、第3節は習慣化に向けた活動です。

もう一度、第2節に戻っていただければよろしいでしょうか。19ページをお開きください。「行政の取組」というところです。今回の第三次計画の中で、意識的に追加させていただいた部分が○の3つ目です。「策定率の促進」等は、これまでも掲げておりました。

計画を作って、その計画を適正に点検するなり、評価なりをする。そうして浮かび上がってきた課題を、どう解決していくのかと。そういうことを進めていかねなければ、具体的な取組というのは推進されませんし、読書の習慣化は進んでいきません。「今回策定した計画については毎年点検・評価を行って、次の改善策等につなげていきましょう」ということについても触れております。

あとは、第二次計画を検証する中でたくさん出てきた「ネットワーク構築」という部分についても、この中で取り上げております。

21ページの第3節のところをご覧ください。ここもまだ書き込みが足りないところです

が、「子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進」です。「意義が理解されて、子どもたちがいつでもどこでも読書ができるという環境を整えていくことで、習慣化につながっていきますよ」ということ。前回、骨子案での議論のときに五十嵐委員からご意見をいただきましたように、まず家庭で、親子で本を楽しむと。大人も本の楽しさ、読書の楽しさというものを実感していくことがとても大事だろうということで、「子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、子どもが読書に親しむきっかけを積極的に設け、家庭で読書の習慣づけを図っていくことが効果的です」と。「家庭の中で絵本の読み聞かせをどんどんしていきましょう」と。学校で行われている「朝読（あさどく）」という言葉に対して、「家読（うちどく）」という言葉があるんです。家庭で家族と一緒に読書をして、その本について感想を話し合う。「そういった取組も有効ですよ」ということで述べております。

さらに、この審議会の中でもご意見のあったノーテレビ、ノーゲーム。国内ですと、奈良県の教育委員会が23年度から組織的に取り組んでおります。こういった取組も非常に有効なのではないかということで、ご紹介させていただいております。

22 ページの2番は、「学校等における取組」です。学校図書館、学校というのは、子どもたちが日々生活する中で、本に触れるきっかけとなる大事な場所です。項目だけの羅列にはなっておりますが、学校の取組として「『朝の読書』などの読書機会の提供」、それから「ビブリオバトルなど読書意欲を高める取組の充実」「家庭と連携した読書指導の推進」。それから、学校でも読書ボランティアの子どもたちがいますので、そういった子どもたちの活動を支援していくような取組といったものを推進していきましょうということで、掲げております。

急ぎ足になりましたが、主立ったところ、「ここを意識して書き込みました」というところを説明させていただきました。

○佐藤会長

はい、ありがとうございます。

いまの説明にありましたとおり、具体的な方策として3つ掲げてあります。まだ項目だけのものもだいぶありますけど、中に書き込む具体的な方策としては、いままでの審議過程の中で出てきたものはある程度入れ込んで作っていただいているかと思います。

家庭・地域、学校、公立図書館、行政、大きくはその4つの場面での取組を、それぞれの重点施策に沿って出していただいています。まだ完成はしておりませんが、現時点で何かお気づきのこととか、「こういうことも議論の中にあっただのではないか」ということがあれば、お示しいただければと思います。

はい、五十嵐委員どうぞ。

○五十嵐委員

前回の審議で出された意見を、非常に積極的に反映していただいた素案になっていると

思います。特に環境整備については非常に細やかに、地域でのいろいろな取組を検討していただいているように思ひまして、大変素晴らしいと思ひました。

ただ、21ページの「家庭・地域における取組」のところは、私の言葉が少し足りなかつたんだと思うんです。私が申しましたのは、大人が読書を自分のものとして楽しんでいると、その背中を見て子どもも巻き込まれていくという意味なんです。子どものために一緒に本について話をし合うとか、確かにそれは素晴らしいこと、立派なことなんでしょうけれども、そういう場が提案されても、新しく感じる親御さんはあまり多くはないのではないかと思います。これは私の個人的な感想なんですけれども、「子どものために本を読みなさい」とか、「家の中で親子で本を読む時間をつくりなさい」というふうに、家庭の中まで指導されているような内容になってくると、面白くないと思う親はいると思うんです。ちょっと斜めな取り方で申し訳ないですけども、私が申し上げたのは、いろいろなツールを使って大人自身が本当に本が好きで、本で遊んだり、本自体を楽しんだりする社会だと、子どもも自然に読書が好きになるんだらうというお話をしたつもりでした。

「家読が大切だ」とか、「親子でそういう時間を持てるといいな」というのはもっともなんですけれども、それに啓蒙・啓発として踏み込んでいくと、まっすぐ受け止められない家庭も世の中には多いと思ひます。これを施策に掲げるといふのは、私自身はあまり賛成できない気がしております。

以上です。

○佐藤会長

家族が同じ本と一緒に話し合うといふのは、施策としては難しくなつてきますけど、「ノーテレビ、ノーゲームの日に家読しましょう」みたいな感じだといふのかなと、いま聞いていて思つたんです。「ノーテレビ、ノーゲームを設けて何をするんだ」「本を読ませる」と。そういうのは難しいとなれば、「家読をみんなでしましょう」と。テレビを観ないといふことは、その日は親も観てはいけないわけですよ。親が観ていて、子どもだけに「観るな！」といふ訳にはいかない。だから、「ノーテレビの日を設けて、家族みんなで家読しましょう」みたいな感じ。キャンペーンみたいな形でもいいのかなと。

○中地委員

ノーテレビ、ノーゲームは面白いですよ。

○佐藤会長

だから、ゲームをしない代わりに、みんなで家読。親も読むけど、子どもも本を読む。「本を読む時間を家の中でつくしましょう」みたいにするといいのかなと思ひます。

○猪股委員

実は私、先日『じんじん』というのを観ました。ご覧になった方、いますか。

とてもいい映画でしたね。

いま、『じんじん』という映画を自主上映しています。北海道の剣淵町という小さな町なんですけど、ここは20数年前から「絵本の里づくり」ということで、絵本でまちおこしをしているところなんです。

この映画は実話を基に作られているんですが、子どものためということではなくて、大人たちが楽しんで読み聞かせをやっているんですよ。近所のお父さん、お母さん、画面で観ると「あれは役場職員かな」「農協職員かな」みたいな人たちも、みんな一緒になって読み聞かせをやっている。読み聞かせの名人とかもいる。絵本を読むということは楽しいことだし、そこから力を得られるみたいな……。あまり「子どものため」とかいうふうに意識しないで、みんなで本を読む。われわれもそういうスタンスで考えていったらいいのかなというふうに思いました。

実は、わが町でも上映会をすることにしました。3月23日だったかな……。宮城県での最後かもしれません。3月いっぱい宮城県でして、あとはほかの県に行くらしいです。もし何だったら、次の会議のときに……。

いずれにしても、3月23日だったかに加美町でやりますから、ぜひおいでいただければと思います。私どもの町のPRばかりしていますけれども……。 (笑)

○佐藤会長

県内の市町村で結構やるんですか。

○猪股委員

県内でも、半分くらいですね。もう全部終わっています。残っているのは加美町だけなんですよ。

○佐藤会長

じゃあ、加美町に行くしかないですね。

○猪股委員

3月23日、日曜日です。時間は午後だったかな……。バツハホールでやります。

余談ですけど、私、久しぶりに映画を観て泣きました。感動。感動でジンジンする。ジーンとくる素晴らしい映画です。(笑)

ですから、そういう感じでみんなで本を読み合うとか、読んで聞かせるとかいうのは、子どもにとっても楽しいことですから。

○五十嵐委員

「子どものために」を掲げてしまうと、道徳的、教育的な感じがします。そういうのって、人間はちょっぴり面白くないというか、少し遊びだったり、不良っぽいほうがひかれてしまうんじゃないでしょうかね。

○猪股委員

家読というのも、「子どものためにやりましょう」ということはなくて、親子で。

『じんじん』は、おばあちゃんが昔話を炉端で語るというシーンから入っていくんですけども、そういうことなんですよ。昔は自然にそういうことをした。昔話をおばあちゃんがしたり、子どもはそれを聞いて寝入ったり。一緒になって絵本を読んだり、本を読んだり、お互いにいろんなことを話し合ったり。そういうことができればいいんだろうと思います。家読というのは、そういうふうなとらえ方でいいんじゃないでしょうか。

○中地委員

一言付け加えてよろしいですか。

朝読というも、もともとは「学校全体で取り組みましょう」と。「先生も生徒も一緒に、みんなで本に親しみましょう」と始まったはずなんですけれども、現実問題としては、先生は会議をしている。朝自習のように、教室に残された子どもが「本を読みなさい」と言われているということが多いようで、もともとの発想と合っていないんです。

家読もそうなってしまったら、やっぱり意味がない。子どもたちは「そうしなさい」と言われるからやっているということになると、意義も楽しさも伝わらないということになってしまう。その点は気をつけていく必要はあるなという気がします。

○佐藤会長

小学校では、低学年の担任の先生は読み聞かせを結構やる。でも、やっぱり差があるんですよ。毎週やる先生と、たまにしかやらない先生とがいるみたいです。

○猪股委員

実は、うちではこれに近いことを、子どもが小さいころにずっとやってきたんですよ。やって思ったことは、大人が、親がセッティングをして子どもに教えるみたいになってしまうと、子どもは仕方なくただ付き合うだけ。楽しくも何ともないんですよ。ですから、わが家ではローテーションで、お父さんもお母さんも子どもたちも、毎週順番でリーダーになる。そうやって、うちは子どものころからずっとやっていたんです。子どもは、親がやるときはつまらなそうなんですけれども、自分がやる時は割と張り切ってやるんですよ。ですから、みんなで楽しくやるということが基本ですね。

○佐藤会長

家庭におけるというのは、そういう感じのほうがいいでしょうね。「子どものために」というより、「家族みんなで楽しんで読書をしよう」みたいな。

○五十嵐委員

「家読しましょう」と言うより、情報提供としていま伺ったようなエピソードなんかをちょっと紹介いただくと、私なんかは「やってみようかな」なんて感じると思います。

○伊藤委員 17 ページ、3 番のところに「公立図書館等における取組」があります。ここには、県の図書館は県内に情報提供をすとか、活用の促進に努めるというのがあります。

前に県図書館で会議をやったときにも思ったんですが、県図書館はいろいろな取組をさされて、すごいなと思って見ていたんです。もっと県内に積極的に働きかけや仕掛けを進めていってもよいと思います。たとえば、事例研究会をやる。どこかのいい事例を紹介する会を県内の図書館関係者とやりとりしたり、常に県内の図書館等とのコミュニケーションを図る。県の図書館がリードしていけるように、もう少しパイプを太くすることが必要かと思います。

前回、県内に対して遠慮しているような状況も言っていました。この間は、「あまり強くやると、頭ごなしになって難しい」という話もあったと思いますが、リードして、どんどん引っ張っていくという一項はあってもいいかと思います。事例研究会などをしながら、県内の図書館等とのコミュニケーションの充実化。その項目をもう 1 つ入れていただいてもいいかなというふうに思いました。

○猪股委員

関連するのはありましたか。県立図書館の独立した項目はないんですよね。

○佐藤会長

ええ、ないです。公立図書館のところに入っています。いまの伊藤委員の指摘した 17 ページの下のところの「県図書館では」というのと、「児童資料研究・相談室」の話。

「さらに、市町村図書館等においても……努めることが望まれます」で終わっているけど、「そのために県立図書館は支援と指導に取り組みます」とか。そういう文言を入れるということですね。県図書館がもう少し積極的な立場になると。

○伊藤委員

都会的なセンスで支援されているようなので、もうちょっと引っ張って盛り上げていく旗振り役をする言葉があってもいいかなと思いました。そういう意味で事例紹介も 1 案かと思っています。

県内の関係者との事例研究会というのは、やっているんでしょうか。

○事務局

県図書館が先導的にですよね。

○伊藤委員

ええ。

○事務局

そこは承知をしておりますので、確認したいと思います。

○佐藤会長

県の図書館も、人手の問題がありますよね。

○事務局

子どもの読書活動を推進していくような事例の研究会とかですか。

○伊藤委員

それとか、他県とか世界中からでもいいですし……。

いち早く情報をキャッチして、それらを紹介する。そして、それを実践したら、事例研究会で発表してもらって、「ああ、いい事例だ」と思ったら水平展開してもらおうとか。そういうのがあってもいいかなというふうに思いました。

○事務局

わかりました。ありがとうございます。

○赤間委員

4ページから5ページにかけて書いてある「核となる担い手の育成」の具体的な方策というのが、18ページの「ボランティアの養成・活動の場の提供」ということになるんでしょうか。具体的にはどういうことをするんでしょうか。

○事務局

4ページに書いてありますように、これまで牽引役となっていた方々の高齢化とか、いろいろな課題が出ています。担い手はたくさん増えてきてはいるんですけども、リーダーとしての担い手というのを育てていかなければいけないというところが非常に大きな課題になっておりまして、いま赤間委員のほうからお話がありましたように、方策のほうにまだ書き込んでいませんでした。一般的な育成、いままでの育成の部分しかありません。

すみません、抜けています。追加します。

○猪股委員

関連で。

先ほど伊藤委員がおっしゃったように、ここに県立図書館の役割みたいなものを一つ項立てする。その中に、赤間委員が言った「核となる担い手の人材育成」も含める。「県図書館が役割としてやります」としたほうがいいのではないのでしょうかね。ご検討を……。

○事務局

「公立図書館等における取組」、17 ページの3番のところに○がいっぱいあります。これを見ていただきますと、○の1番目では主語が「県図書館では」と入っています。18 ページ以下の○もずっと、「県図書館に」「県図書館を」「県立図書館や」「県立図書館や」と。これは県立図書館が主の取組なんです。ただ、公立図書館の取組の中に溶け込んでしまっていますので、「公立図書館等の取組」と別に、きちんと「宮城県図書館の取組」ということで整理していったほうがわかりやすいということですね。

○伊藤委員

そうですね。

○事務局

はい、わかりました。

○佐藤会長

「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校」と並んでいる。この並びでいくと、一貫の中等教育学校も入りますよね。

○事務局

入りますね。

○猪股委員

いまちょっと思ったんですが、読書の時間というのを国全体の学校統計か何かで取っているんじゃないかなって感じですか。

○事務局

取っています、どのくらい読書に時間を費やしたか。30分以上とか、1時間以上とか、調査をしているんです。前回の骨子案の議論のときに説明させていただきました。それを

指標として取り入れていったほうがいいのではないかという考え方も示させていただいたんですけども、その部分に関して指標として取り扱うのは難しくないかと。

そういうご意見をいただいたんですが、取れます。

○猪股委員

あれは、小中高のすべての学校が調査対象になっているんだったでしょうか。

○事務局

調査対象は、小中です。

○猪股委員

小中が対象。全学校ですね。それで、全児童生徒。

○事務局

抽出です。

学年は決まっているんです。小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒にやっています。

○猪股委員

小学校6年と中学校3年の全児童。

○事務局

全児童をやるときと、そうでないときがあるんです。

○佐藤会長

抽出のときがあるんですね。

○猪股委員

ただ、これは評価に値するデータではありますよね。

○佐藤会長

ええ、取っているのであればそうですね。

○猪股委員

評価基準として。評価をするというところで、一つの評価になり得る。

大きなキャンペーンというか、先ほどはキャッチフレーズみたいなものを作って、その下にいろいろな評価をぶら下げるというお話ですけども、調査しているのであれば、客

観的に諮れる評価の一つになるのではないのでしょうか。そこもご検討いただいたほうがよろしいかと思えます。

○事務局

はい、わかりました。

○佐藤会長

調査しているんだったら、利用はできますよね。

○兼平委員

ちょっとわからないことで……。

「昔は読書の時間があったよね」という、お母さんのお話を聞くことはあったんです。「ああ、そういうものがあったんだな」と思いながら来て、いまここに「読書の時間」という話がありました。何で小学校6年生と中学校3年生だけが全児童なんでしょう。そこがちょっと……。

○事務局

全国学力・学習状況調査ですから、国がそういう設定をしています。

○兼平委員

国が設定しているわけですか。

○事務局

はい。

○猪股委員

もう一点。

確か、県でも「家庭の日」というのがありましたよね。「第三日曜日は家庭の日」と。一応、あるんですよね。あるはずですよ。残っている。(笑)

「家庭の日って何をするの」というのがあるので、そういったこともリンクさせていって、「家庭の日にはみんなで本を読むよ」とか。

○兼平委員

「ノーゲーム、ノーテレビの日にしよう」とか。

○猪股委員

そういうのとくっつけてしまう。リンクさせて、「家庭の日はノーテレビ、ノーゲームにしようよ」と。「その日は本を読もうよ」と。全部連携させていかないと、いまはみんなバラバラ。実際、みんなわかっていないし、ほとんど記憶の彼方に行っている。リンクさせていくことも大事じゃないかと思います。

○五十嵐委員

もし、「家庭の日」というのを設けるのであれば……。

○猪股委員

設けてあるんです。

○五十嵐委員

あ、そうなんですね。

それとリンクさせるのであれば、「家庭の日」はぜひ雇用側にもキャンペーンを張っていただけるといいんじゃないかなと思います。家庭だけが取り組もうとするのではなくて。

○猪股委員

会社ね。

○五十嵐委員

家庭もでしょうけれども、雇用側にそういうものが伝わっていかないと、なかなか難しいところはあるのかと思います。

○佐藤会長

県独自で祝日を設けられるといいのにね。「宮城県は家庭の日が祝日だから、全員休んでください」とか。(笑)

あとは読書週間。読書週間に、学校図書室でいろいろな行事をやったりしている。ああいうものと、家庭でみんなで本を読む時間とをリンクをすとか。

アイデアがだんだん出てきました。確かに読書時間の調査がデータとしてあるのであれば、利用できるということも一つですね。

○事務局

検討させていただきます。

○佐藤会長

あと何かお気づきの点があれば、2月14日までに事務局のほうにお出してください。庁内

で意見等を集めてから中間案を作成するという事なので、きょうの資料をまた見ていただいて、いまのようなご意見があったら事務局のほうにお申し出いただければと思います。文言等の間違い、あるいはおかしいところがあれば教えていただきたいと思います。

では、たくさんアイデアが出たところで、涸渇しないうちに次へ向けて行きたいと思います。次は「今後のスケジュールについて」を、お願いいたします。

○事務局

それでは、資料の一番最後になります。資料4をお手元にご準備いただきたいと思います。

前回お示ししておりますスケジュールから、変更はございません。第5回の審議会は、最終案のご審議をしていただくこととなります。冒頭でお話ししたとおり、今回ご審議いただきました中間案の素案に関しては、2月の中旬をめどに中間案として完成させたいと思います。そして、パブリックコメントを行って、そこでのご意見もさらに反映させて、皆様のほうにお示しすることとなります。それを基にまたご議論いただいて、最終案を固めていくということで、第5回審議会は3月20日以降にお集まりいただくことになると思います。また別に、ご予約などの確認をさせていただきたいと思います。

○五十嵐委員

以前、パブリックコメントの実績についてお伺いしたことがありまして、そのときには「実はコメントは0だった」というご解答をいただいています。

今回、パブリックコメントについて、何か新しい工夫とかをされていることがあったら、教えていただけますか。

○事務局

県の一般的なやり方としては、ホームページにアップして、「意見があれば」と。どちらかというと、あまり伝わらないやり方が主流だったと思うんですけども、今回は実際に現場で働く方々にできるだけ目通しをいただきたいと思います。ですから、「パブコメをやっていますよ」ということ自体の周知を、いろんな形でやっていければなど。具体的に、どういったところにどういった働きかけをするかというのはこれからになりますけれども、いずれそういった考え方の下に進めていきたいと思っていました。

○五十嵐委員

ありがとうございます。

○佐藤会長

パブリックコメントも、いろんなものでやっているんだけど、なかなか意見が出て

こない。広すぎるというのもあるんです。一般的には「パブリックコメントを求めています」とホームページに載るんですけど、それにアクセスする人はそんなにいないというのはあります。

○五十嵐委員

現場で携わる方に周知していただくというのは大事だと思うんですけども、活動自体に近づいていなくても、子どもの読書推進について興味を持っている県民というのはたくさんいると思うんです。たとえば、子どもさんを持つ親御さんとか。いろんな方がいらっしゃると思うので、できるだけ多く、1人でも多くの県民に周知されるようにしていただければ有り難いと思います。

○佐藤会長

よろしく願いいたします。

以上で、協議のほうは終わりたいと思います。

では、「その他」。事務局、お願いいたします。

○司会

どうもありがとうございました。

それでは、最後の「その他」ということで、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○五十嵐委員

一昨年の審議会で、県のほうに宮城県生涯学習課の復興の施策に対する意見書を提出していると思うんです。そのとき事務局のほうから、「その意見書がどう取り扱われて、どのように受け止められているかというようなことを逐次報告していきます」というお話をいただいていたんです。もうすぐ1年近くになるんですけども、まだ報告をいただいていません。そのことはどうなっていますでしょうか。お伺いしたいと思います。

○佐藤会長

前の審議会で……。

○事務局

前の審議会で議論をしていただいて、ご意見をいただいた分ですね。

○五十嵐委員

震災から復興にむけた生涯学習活動推進のあり方に関する意見書です。

○佐藤会長

去年、それが示されたときに読んでいます。僕は一度、この審議会で言ったことがあるんです。「それを生かした推進計画になるようにしましょう」という話をしたので、震災の話が入っています。意見書に対しての直接の回答みたいなものではないですけど、一度やったことがあります。

前会期の審議会。前の委員。

○五十嵐委員

前期の委員の中で1年掛けて審議して、意見書という形にしてお出ししました。

○佐藤会長

意見書、出ています。

○事務局

震災を受けて、たとえば社会教育主事の役割など。

○五十嵐委員

そういうのもありましたね。

○事務局

前回の生涯学習審議会で審議された内容について、取りまとめをしていただいたものですよね。

○佐藤会長

「こういうふうな復興を図ったほうがいい」とか書いてありましたので、前の意見書を見直していただきたいと思います。それについての進ちょく状況、どの程度どうなっているかみたいところを、次回お話いただければと思います。

○事務局

わかりました。それは早急に確認しまして、ご報告申し上げたいと思います。大変申し訳ありません。

○五十嵐委員

お願いします。

○司会

ほかにございませんでしょうか。

なければ、事務局からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは最後に……。本日は美術館から、ミュシャ展ということでパンフレットのご案内を差し上げておりますので、ぜひご覧いただければと思います。よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。何もなければ、以上をもちまして第4回生涯学習審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。